

本資料は、報道機関向け発表資料を転載したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」等をご覧ください。

報道関係者各位  
2015年7月1日

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

## マニユライフ生命 新商品『こだわり個人年金(外貨建)』の販売を開始 ～円で払い込み外貨で運用、リタイアメント後の資産を外貨で築く平準払年金保険～

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、2015年7月1日より、無配当外貨建個人年金保険(積立利率変動型) ペットネーム:『こだわり個人年金(外貨建)』を、プランライト・アドバイザー(自社営業職員)および一般代理店を通じて販売いたします。

高齢化が進み定年退職の年齢が変化するなど、ライフスタイルが多様化するなか、リタイアメント後を見ずえた経済的準備としての年金保険商品への需要がますます高まっています。『こだわり個人年金(外貨建)』は、公的年金、退職年金や退職一時金に加え、ご自身で将来に備えたいお客さまの資産形成ニーズに的確にお応えするために開発された、平準払の外貨建年金保険です。

マニユライフ生命は、“今日を生きる。明日をひらく。”を新ブランド・スローガンとして掲げ、お客さま一人ひとりが充実した「いま」を送り理想の「未来」に近づいていけるよう、今後も先進的な商品の開発に取り組んでまいります。

### 『こだわり個人年金(外貨建)』の特長

(詳細は別紙および右記 URL を参照: [http://www.manulife.co.jp/goods/kodawari\\_kojin/](http://www.manulife.co.jp/goods/kodawari_kojin/))

- 1. 毎月一定金額の円を払い込み、契約通貨(米ドル/豪ドル)に換算して\*1 積立金として運用**
  - 毎月1万円から、一定金額の円(保険料円払込額)により保険料をお払い込みいただきます。また、円と比べ高い金利水準で推移している外貨で運用する\*1 ので、高い利回りが期待できます(現在の金利水準、為替水準のままの場合)。
  - リタイアメント後の資産の一部を外貨建でもつことで、資産が分散され、リスクの軽減につながります。
- 2. 加入後も積立利率は毎月更改、最低保証があるので安心です**
  - 保険料払込期間中、積立利率は毎月見直され、市場金利の変動に弾力的に対応します。
  - 米ドル/豪ドルともに、積立利率が最低保証積立利率(年1.5%)を下回ることはありません。
- 3. 相場、ライフステージの変化、家計の状況に対応できる柔軟なしくみです**
  - 保険料円払込額の減額、払込の停止および再開が可能\*2 なので、無理なく続けられます。
  - 相場の状況や退職のタイミングなどご自身の状況に応じて保険料払込期間を延長し、払込を継続できます\*3。延長後も、保険料円払込額の減額、払込の停止および再開が可能です。
- 4. 年金の受取方法をお選びいただけます**
  - 外貨建 : 年金支払開始日以降に年金を外貨でお受け取りいただけます。また、特約(円支払特約C型)を付加することで、円に換算してお受け取りいただくことも可能です\*4。
  - 円建 : 年金支払開始時に年金原資を円に換算して、円建年金に移行することができます\*5。
  - 一括 : 年金支払開始日以降に請求いただくことで保証期間付終身年金の保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価を一括でお受け取りいただけます。
- 5. 個人年金保険料控除が適用されます**
  - 一定の条件を満たしたご契約に「個人年金保険料税制適格特約」を付加することで、お払い込みいただいた保険料円払込額は個人年金保険料控除の対象として、所得控除\*6 の適用が受けられます。



- \*1 この保険にかかる費用と為替リスクの詳細は別紙2をご覧ください。
- \*2 保険料払込期間中に一定の範囲内で保険料円払込額を減額することができます(増額のお取り扱いはありません)。また、ご契約日から10年を経過していること、かつ、この期間中の保険料(保険料円払込額)が払い込まれていることなど、一定の条件を満たす場合、お客さまからのお申し出により保険料円払込額の払込を停止することができます。払込停止となったご契約も、既払込部分は払込停止をしていない場合と同様に運用が続きます。また、停止後の払込再開も可能です。
- \*3 延長期間は1~5年(1年単位)まで、延長後の年金支払開始日における被保険者の年齢が80歳以下であることが条件です。
- \*4 円に換算する場合はお受け取りのたびに為替相場の影響を受けます。
- \*5 年金原資を円に換算する際に為替相場の影響を受けます。
- \*6 税務上のお取り扱いについては、2015年5月現在の内容であり、今後、税制の変更などによりお取り扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務などの詳細については、税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

---

## マニユライフについて

マニユライフ生命は、マニユライフのグループ企業です。

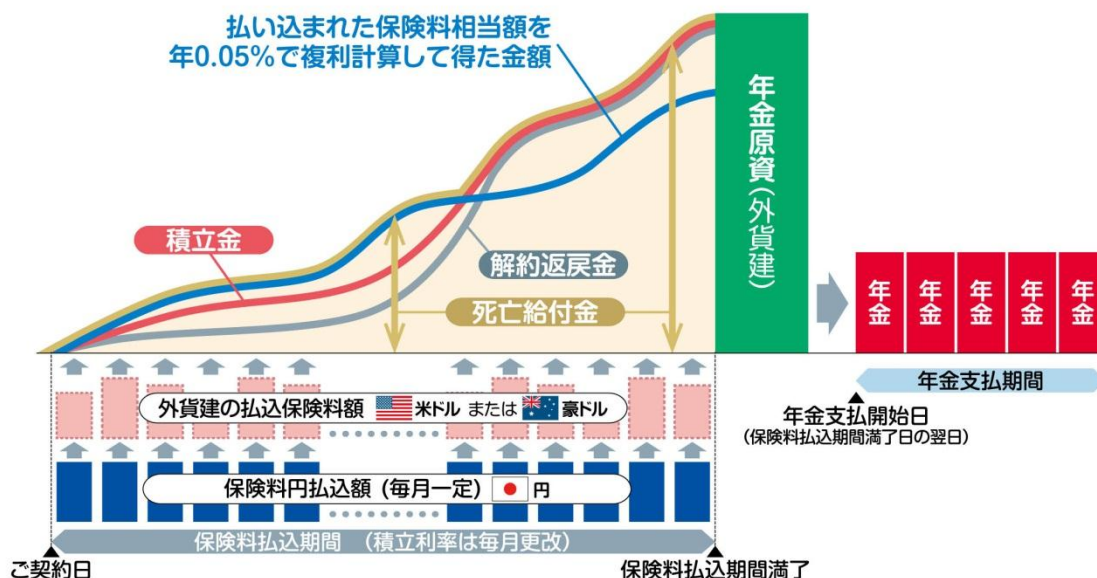
マニユライフは、カナダに本拠を置く大手金融サービスグループです。主にカナダ、米国、アジアを中心に事業を展開し、カナダおよびアジア地域ではマニユライフとして、米国においてはジョン・ハンコックのブランドで事業を行っています。マニユライフは、お客様からの信頼と信用に支えられ、力強さに満ち、明日を切りひらく企業として、お客様のニーズにあったファイナンシャル・ソリューションを提供しています。また、職員、エージェンต์および販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、数多くのお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供し、機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。

マニユライフおよびその子会社の管理運用資産は、2015年3月31日現在およそ8,210億カナダドル(6,480億米ドル)です。トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト([www.manulife.com](http://www.manulife.com))をご覧ください。



<別紙 1-1>

【しくみ図】 確定年金(5年)の場合



※上図は保険料円払込額の減額や払込停止、解約などがなかった場合のイメージ図です。  
将来の年金額および解約返戻金額などを保証するものではありません。

【主な取り扱い】

年金の種類と 年金支払期間	年金の種類		年金支払期間	
		保証期間付終身年金	確定年金	終身(保証期間10年)

保険料払込期間 契約年齢範囲 年金支払開始年齢	保証期間付終身年金		確定年金		
	保険料 払込期間	契約年齢	年金支払 開始年齢	契約年齢	年金支払 開始年齢
	20年	30~55歳	50~75歳	0~55歳	20~75歳
	25年	25~50歳		0~50歳	25~75歳
	30年	20~45歳		0~45歳	30~75歳
	55歳満了	20~40歳	55歳	20~40歳	55歳
	60歳満了	20~45歳	60歳	20~45歳	60歳
	65歳満了	25~50歳	65歳	25~50歳	65歳
	70歳満了	30~55歳	70歳	30~55歳	70歳
	75歳満了	35~60歳	75歳	35~60歳	75歳

最低保険料 円払込額	月払 : 10,000円
保険料の払込方法 (回数)	月払 ※一括払、前納のお取り扱いもあります
告知	告知していただく事項はありません。

特約	特約の内容										
<p><b>米ドル特約C型・豪ドル特約C型</b></p>	<p>ご契約時に契約通貨として米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択して付加いただきます。年金、死亡給付金等のお支払いなどを契約通貨で行ないます。</p> <hr/> <p><b>ご注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約後に契約通貨を変更することはできません。</li> <li>■「米ドル特約C型」と「豪ドル特約C型」を重複して付加することはできません。</li> <li>■金融情勢などの影響により、契約通貨によってはお取扱いを見合わせている場合があります。</li> </ul>										
<p><b>保険料円入金特約C型</b></p>	<p>この保険には、「保険料円入金特約C型」(「保険料円払込額を定める場合の特則」を適用)が付加されますので、保険料を払い込む際は一定金額の円によりお払い込みいただきます。</p> <table border="1" data-bbox="456 792 1366 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 792 995 853">対象</th> <th data-bbox="995 792 1366 853">換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 853 995 927">第1回保険料(初回保険料円払込額)または第1回保険料相当額(初回保険料円払込額相当額)</td> <td data-bbox="995 853 1366 927">保険料をマニユライフ生命が受領する日の前日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 927 995 1001">第2回以後の保険料(保険料円払込額)を払い込む場合</td> <td data-bbox="995 927 1366 1001">保険料の払込期月の前月末日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1001 995 1075">前納された保険料円払込額の残額を年金原資に充当する場合</td> <td data-bbox="995 1001 1366 1075">年金支払開始日の前日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1075 995 1182">復活時に延滞保険料および利息を払い込む場合</td> <td data-bbox="995 1075 1366 1182">マニユライフ生命が受領する日の前日</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p><b>ご注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■外貨建の保険料は、換算基準日における為替レートの変動により、保険料円払込額のお払い込みのたびに変動(増減)します。</li> </ul>	対象	換算基準日	第1回保険料(初回保険料円払込額)または第1回保険料相当額(初回保険料円払込額相当額)	保険料をマニユライフ生命が受領する日の前日	第2回以後の保険料(保険料円払込額)を払い込む場合	保険料の払込期月の前月末日	前納された保険料円払込額の残額を年金原資に充当する場合	年金支払開始日の前日	復活時に延滞保険料および利息を払い込む場合	マニユライフ生命が受領する日の前日
対象	換算基準日										
第1回保険料(初回保険料円払込額)または第1回保険料相当額(初回保険料円払込額相当額)	保険料をマニユライフ生命が受領する日の前日										
第2回以後の保険料(保険料円払込額)を払い込む場合	保険料の払込期月の前月末日										
前納された保険料円払込額の残額を年金原資に充当する場合	年金支払開始日の前日										
復活時に延滞保険料および利息を払い込む場合	マニユライフ生命が受領する日の前日										
<p><b>円建年金移行特約C型</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金支払開始時に、外貨建の年金原資を円に換算して円建年金へ移行することができる特約です。</li> </ul> <p>※円建の年金額が5万円未満となる場合は、この特約は付加されなかったものとして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="456 1603 1366 1787"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1603 644 1675">対象</th> <th data-bbox="644 1603 1366 1675">換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1675 644 1787">年金原資</td> <td data-bbox="644 1675 1366 1787">「年金支払開始日」または「完備された請求書類をマニユライフ生命の当社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p><b>ご注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■円建年金への移行後は、外貨建の年金へ戻すことはできません。</li> <li>■この特約を付加して円に換算する年金原資額は、この特約の為替レートに応じて、変動(増減)します。</li> </ul>	対象	換算基準日	年金原資	「年金支払開始日」または「完備された請求書類をマニユライフ生命の当社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日						
対象	換算基準日										
年金原資	「年金支払開始日」または「完備された請求書類をマニユライフ生命の当社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日										

特約	特約の内容								
<p style="text-align: center;"><b>円支払特約C型</b></p>	<p>●外貨建の年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする特約です。</p> <p>●契約者(第1回の年金のご請求の際または年金支払開始日以後は年金受取人、死亡給付金のご請求の際は死亡給付金受取人)のお申し出により、この特約を付加または解約することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金支払開始日以後にこの特約を付加する場合、年金は、次に到来する年金支払日から円によりお支払いします。</li> <li>・年金支払開始日以後にこの特約を解約する場合、年金は、次に到来する年金支払日から契約通貨によりお支払いします。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約返戻金 死亡給付金 死亡一時金</td> <td>完備された請求書類をマンライフ生命の本社が受付した日の翌営業日</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>「毎年の年金支払日」または「完備された請求書類をマンライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日</td> </tr> <tr> <td>年金の一括支払による支払金</td> <td>「年金支払開始日」または「完備された請求書類をマンライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日</td> </tr> </tbody> </table> <p>ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■この特約を付加して円に換算してお支払いする年金額は、この特約の為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動(増減)します。</li> <li>■この特約を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金額などは、この特約の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。</li> </ul>	対象	換算基準日	解約返戻金 死亡給付金 死亡一時金	完備された請求書類をマンライフ生命の本社が受付した日の翌営業日	年金	「毎年の年金支払日」または「完備された請求書類をマンライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日	年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日」または「完備された請求書類をマンライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日
	対象	換算基準日							
解約返戻金 死亡給付金 死亡一時金	完備された請求書類をマンライフ生命の本社が受付した日の翌営業日								
年金	「毎年の年金支払日」または「完備された請求書類をマンライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日								
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日」または「完備された請求書類をマンライフ生命の本社が受付した日の翌営業日」のいずれか遅い日								
<p style="text-align: center;"><b>個人年金保険料 税制適格特約</b></p>	<p>●お払い込みいただく保険料(保険料円払込額)が所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用を受けられます。</p> <p>[条件] 次のすべてを満たす場合に、契約者のお申し出により付加できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること</li> <li>② 年金受取人は被保険者と同一人であること</li> <li>③ 保険料払込期間が10年以上であること</li> <li>④ 確定年金の場合、「年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上」かつ「年金支払期間が10年以上」であること</li> </ol> <p>ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■上記の条件に反するご契約内容の変更は取り扱いません。</li> <li>■契約者の変更により、上記①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象としては所得控除の適用は受けられません。</li> </ul>								

※保険料円払込額などを外貨建の保険料などへ換算する際に用いる為替レート、外貨建の年金などを円に換算する際に用いる為替レートについては別紙2をご覧ください。

この保険にかかる費用は次のとおりです

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約時に解約控除、年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

保険関係費

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用などが控除されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

解約時にご負担いただく費用

- 解約時に、ご契約日からの経過月数(保険料をお払い込みいただいた月数)に応じて、以下の解約控除をご負担いただけます。

項目	費用	
解約控除	積立金額×36% ×(1-経過月数/120)	解約時に積立金から控除します。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただけます。

項目	費用	
年金管理費 【年金支払の管理にかかる費用】	責任準備金額に 0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 年金や死亡給付金などを外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただけます。

- ①「保険料円入金特約C型」を付加し、保険料円払込額をお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約C型」を付加し、年金などを円でお支払いする場合
- ③「円建年金移行特約C型」を付加し、円建年金への移行に際して、年金原資額を円に換算する場合

\* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約C型」 の為替レート	契約通貨のTTM+50銭	
② 「円支払特約C型」 の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭
③ 「円建年金移行特約C型」 の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭

※平成27年7月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

この保険にはリスクがあります

この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、お支払い時点の為替相場で円換算した年金の支払総額や死亡給付金額などが、お払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。



- ・保険料円払込額を契約通貨に換算した保険料額は、「保険料円入金特約C型」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。
- ・「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする年金額は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動(増減)します。
- ・「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金額などは、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。
- ・「円建年金移行特約C型」を付加して円に換算する年金原資額は、「円建年金移行特約C型」の為替レートに応じて、変動(増減)します。